

令和元年度福島県薬物乱用対策実施要綱

令和元年7月9日
福島県薬物乱用対策推進本部

第1 趣旨

今日、薬物乱用問題は、全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、社会や国の安全や安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。我が国においても、平成10年5月に策定した「薬物乱用防止五か年戦略」を皮切りに、これまで4度にわたり同戦略を策定し、薬物の需要と供給の両面から総合的な薬物乱用防止対策を推進してきた。

また、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」の期間中に深刻な社会問題となった危険ドラッグの更なる乱用を防止するため徹底的な対策を講じた結果、危険ドラッグ販売店舗を平成27年7月に全滅させた。

一方で、我が国における覚醒剤事犯の検挙人員は若干減少傾向にあるものの、平成30年においても1万人程度の数値で推移している。また、大麻事犯については、平成25年の検挙人員は1,616人であったが、平成30年には過去最多となる3,578人が検挙された。そのうち半数超にあたる1,950人が青少年であり、青少年を中心に大麻の乱用の裾野が拡大している。

福島県においても、薬物乱用対策推進本部を中心に関係機関及び関係団体が連携協力して、積極的な対策を実施してきたところであるが、県内における薬物事犯検挙者数は依然として高止まりしており、一般県民層への浸透がみられるなど、憂慮すべき事態が続いている。

このような事態に対処するため、当本部は、各関係機関のこれまでの取組み・課題を踏まえ、令和元年度に実施すべき対策を次のとおり策定し、関係機関及び関係団体が連携し、県民総ぐるみで取り組むことにより、薬物乱用の根絶を図る。

第2 主唱及び実施機関

1 本要綱は、福島県薬物乱用対策推進本部が主唱し、これを構成する各行政機関・教育機関・取締機関等が推進するものとする。

各構成機関においては、速やかに関係の会議を開催し、必要な指示、指導及び協議を行い、これらの趣旨の徹底を図るよう努める。

なお、各構成機関ごとの目標別所管については、別表に定める。

2 薬物乱用関係情報の交換、対策の協議等、薬物乱用取締機関相互間の緊密な連携を図るため、各種取締対策協議会等を開催し、定期的（必要によって適時）に情報交換等を行うよう努める。

3 各地区的薬物乱用防止指導員協議会に対しても、関係行政機関等の協力によりこの要綱に添った活動を推進するよう要請するものとする。

なお、薬物の乱用及びその弊害を根絶するためには、当本部と市町村が積極的に協力してその対策を実施する必要があるので、市町村に対し

ても、関係行政機関等の協力を得てこの要綱に添った措置を推進するよう要請するものとする。

第3 薬物乱用を取り巻く動向

1 国内動向について

平成30年中の薬物事犯の検挙人員は13,862人 (+320人)。うち覚醒剤事犯の検挙人員は9,868人 (-245人)と近年わずかな幅での減少が続いている一方で、大麻事犯の検挙人員は3,578人 (+570人)と、平成26年以降増加が続き、過去最多となった。

一方、平成30年中の覚醒剤密輸入押収量は784.4kg (-289.0kg)と減少したものの、覚醒剤の総押収量は1,138.6kg (+20.5kg)と前年よりわずかに増加し、3年連続で1,000kgを超えた。

また、平成30年中の少年及び20歳代の検挙人員は、覚醒剤事犯が1,259人 (-58人)と減少したのに対し、大麻事犯は1,950人 (+479人)と増加した。

覚醒剤事犯の再犯者率は、平成19年以降12年連続で増加しており、平成30年は66.1% (+0.4%)となっている。

平成30年中の危険ドラッグに係る検挙人員は396人 (-255人)と前年に引き続き減少した。

2 県内動向について

平成30年の覚醒剤事犯検挙者数は101人 (+5人)と微増し、5年ぶりに宮城県を抜いて東北ワースト1位となった。また、大麻事犯検挙者数は平成26年から増加に転じており、13人 (±0人)となつた。

危険ドラッグ販売店舗について、平成26年には県内に2店舗確認されたが、東北厚生局麻薬取締部、県警及び県薬務課の合同による立入調査・捜査によって、いずれの店舗も廃業に至つた。しかし、県内でもインターネットを利用した販売など、流通の潜在化が懸念されており、引き続き警戒が必要な状況にある。

第4 実施すべき薬物乱用対策

薬物乱用の根絶を図るため、以下の5つの目標を掲げ、それぞれの目標を達成するため必要な対策を講じることとする。

(目標1) 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

(目標2) 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

(目標3) 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

(目標4) 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

(目標5) 國際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

これまでに、関係機関が一体となって実施してきた薬物乱用未然防止のための諸施策により、国民全体の薬物生涯経験率は諸外国に比べて低水準を保持してきた。

また、平成26年に社会問題化した危険ドラッグについても、未然防止対策を推進した結果、危険ドラッグ事犯検挙人員は年々減少するなど、着実にその結果が現れている。

一方、インターネットを中心とした誤った情報の流布等も一因となって、大麻事犯検挙人員は増加傾向にあり、平成30年の検挙人員は過去最悪となった。とりわけ、30歳未満の大麻事犯検挙人員は増加しており、平成30年中の大麻事犯全体の54.5%を占めている。

福島県では、薬物乱用を未然に防止するため、特に青少年を中心に薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識させるべく、学校等と連携した薬物乱用防止教室の開催するとともに、年間を通して各種啓発活動や街頭パトロール等に取り組んできた結果、県内における少年薬物事犯は大幅に減少している（平成15年：77人→ 平成30年：1人（福島県警少年課））。

しかし、青少年を中心に乱用が拡大している大麻や、今後流通しうる乱用薬物について、薬物の具体的な危険性・有害性、薬物乱用への勧誘に対する対応方法等、より理解しやすい手法を検討しながら、効果的な啓発を実施する必要がある。

このため、以下の対策を講ずることとする。

（1）学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実

児童・生徒・学生が、薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることができるように、小学校、中学校、高等学校、及び大学生等における指導・教育内容の充実を図るとともに、指導者が、科学的知見に基づいた適切な指導・教育方法を修得するよう研修を行う。

（2）有職・無職少年に対する啓発の強化

少年の覚醒剤事犯・大麻事犯検挙者のうち、有職・無職少年の占める割合が大きい反面、このような少年は薬物乱用防止教育を受ける機会が少ない状況にある。そこで、有職・無職少年の生活状況に対応しつつ、薬物乱用防止に関する啓発に触れる機会を提供するとともに、手法を工夫した啓発を実施する。

（3）家庭・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化

青少年による薬物乱用を防止するためには、学校教育のみならず、家庭・地域社会が一丸となり広報・啓発を実施する必要があるため、地域住民対象の薬物乱用問題をテーマとした講習会などへの講師派遣や相談窓口の周知を行うとともに、街頭補導活動による薬物乱用少年の早期発見・補導を通じて、薬物乱用防止を図る。

(4) 広報・啓発の強化

目まぐるしく変化する乱用薬物の種類・形態等や、海外渡航者が渡航先で興味本位で薬物を使用することの危険性について、関係機関・団体と共有し、広報・啓発資材に反映させるなど内容の充実を図るとともに、県民にさらに深く理解を促すため、以下のような取組を行う。

① 街頭キャンペーン等による啓発の充実

- ・「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動（6月20日～7月19日）
- ・「不正大麻・けし撲滅運動」（5月15日～7月31日）
- ・「青少年健全育成県民総ぐるみ運動」（7月1日～8月31日）
- ・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）
- ・「社会を明るくする運動」（7月）
- ・「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」（10月～11月）
- ・「子ども・若者育成支援強化月間」（11月）等

② 各種団体の協力等による啓発活動の推進

各構成機関においては、それぞれが所管する各種団体（通関業者等輸出入関係、労働災害防止関係、建設・土木関係、運送業関係、漁業・海洋レジャー関係、航空会社・海外旅行業関係、風俗営業関係、生活衛生営業関係等）に対して、薬物乱用対策への協力を要請する。

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

薬物を乱用した者の再乱用防止対策については、早期に発見し、早期に対応を行うことが重要であり、また、その際には本人の状態や状況に応じた対応が必要である。薬物乱用は犯罪行為であるとともに薬物依存症という病気である場合があることを十分に認識し、社会復帰や治療のための環境整備に努め、社会資源の活用を行った上で、再乱用防止施策を推進する必要がある。

福島県においては、県精神保健センターにおける家族教室や各保健所相談窓口を通じて薬物乱用者及びその家族等に対する支援を行ってきたところであるが、さらに、関係機関が連携して対策を講じていく必要がある。

また、薬物依存症に対する治療及び薬物乱用者の社会復帰支援には、関係機関の連携のみならず、ダルクなど民間団体等との連携や薬物問題に悩む家族へのきめ細かな支援も必要である。

このため、以下の対策を講ずることとする。

(1) 薬物依存症者等への医療提供体制の強化

薬物依存症の治療を提供できる医療機関は限られているが、薬物の再乱用防止には、薬物依存症からの回復に向けて適切な治療を継続して実施する必要があるため、民間団体・関係機関等との連携を強化し医療体制の充実を図る。

(2) 刑事司法関係機関等における社会復帰に繋げる指導・支援の推進

薬物乱用者の薬物の再乱用を防止するためには、薬物依存症の患者である可能性が高い薬物事犯者に対し、薬物を使用しないよう指導することに加え、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、適切な治療・支援を受けさせる等、刑事施設等入所中から保護観察を経て地域移行に至るまでの継続的かつ長期的な指導・支援を充実させることが重要である。そこで、関係各機関（保護観察所、医療機関、取締機関、行政機関等）と民間団体（自助グループ等）との緊密なネットワーク体制を構築し、円滑な社会復帰に対する支援を充実させるため、以下の取組を推進する。

- ① 矯正施設における効果的な指導・支援の推進
- ② 保護観察対象者に対する効果的な指導・支援の推進
- ③ 民間団体・関係機関等との連携強化
- ④ 更生保護施設における社会復帰支援体制の強化
- ⑤ 刑事司法関係機関による社会復帰支援の推進

(3) 地域社会における本人・家族等への支援体制の充実

薬物乱用者の再乱用を防止するためには、刑事司法関係機関での対応を終えた後も地域社会の中で引き続き適切な支援を受けることができるよう、地域の医療・保健・福祉機関と連携を図り、適切な機関へつなげていくことが重要である。

薬物問題に最初に気付くのは家族などの身近な人が多いこと、長期間本人の薬物問題に巻き込まれ消耗した家族等自身のケアが必要であることから、早期発見・早期対応とともに家族等へのケアを行うため、相談窓口の周知と相談体制の充実を図る。

(4) 薬物依存症に関する正しい理解の促進

薬物依存症は適切な治療・支援により回復可能な病気である一方、薬物依存症に対する正しい知識と理解が国民に広く浸透しておらず、適切な治療・支援に結びつきにくいという課題があることから、薬物依存症の正しい知識と理解について積極的かつ継続的な普及啓発を実施する。

目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

関係機関が連携した取締りを推進してきた結果、薬物密売組織に人的・資金的な面からの打撃を与え、多数の末端乱用者の検挙を進めてきた。また、危険ドラッグの街頭での販売が見られなくなり、その健康被害事例も減少するなど一定の成果が見られている。

しかしながら、薬物事犯の検挙人員はここ数年横ばいで推移するなど、依然として国内での薬物の蔓延がうかがわれており、薬物の密売に匿名性の高いウェブサイトを用いるなど、その手口も一層巧妙化・潜在化してい

る。加えて、危険ドラッグのような未規制物質も依然として発見・押収されているなど、薬物乱用状況も刻一刻と変化しつつある。

福島県では、各取締機関が連携し、末端乱用者の徹底的な捜査や水際対策を講じることにより、覚醒剤事犯者を毎年100人前後検挙するなど、環境浄化に寄与している。また、医療用麻薬や向精神薬等が不正に売買され、あるいは乱用者の手に渡ることがないよう、医療機関等に対する監視指導を実施している。

乱用薬物の流通を阻止するためには、需給両面からの対策が必要であることから、以下の対策を講ずることとする。

(1) 薬物密売組織の壊滅に向けた捜査基盤の整備と連携強化

薬物密売組織の実態を解明して破滅させるためには、関係機関において捜査のための基盤を整備して捜査の高度化を図るとともに、相互の連携を強化する。

(2) 暴力団等の国内薬物密売組織対策の推進

暴力団等の国内薬物密売組織に打撃を与えるため、厳正な科刑の獲得に努めて首領等構成員の長期社会隔離を図るとともに、薬物犯罪収益対策を一層推進する。

(3) 外国人薬物密売組織の実態解明と破滅・弱体化

外国人薬物密売組織は頻繁な出入国や不法滞在等により実態把握が容易ではなく、近時は暴力団等の薬物密売組織との結託や海外に拠点を置く薬物密売組織による密売等への関与もうかがわれるところから、その壊滅・弱体化のため、捜査協力体制の確保を図る。

(4) 巧妙化・潜在化する密売事犯への対応

インターネット上の匿名性の高いウェブサイトの利用等、巧妙化・潜在化するあらゆる密売手口に対応するため、情報収集体制の強化及び捜査協力体制の確保を図る。

(5) 薬物乱用者に対する取締りの徹底

薬物の乱用は乱用者自身の心身を蝕むばかりでなく、乱用者が事件や事故を引き起こすなど、周囲へも甚大な被害や影響を及ぼすことがある。また、薬物の購入により暴力団等の薬物密売組織の活動支えている側面もある。

このため、需要側である末端乱用者の取締りにより、薬物の流通阻止及び規範意識の維持向上による需要の削減を図る。

(6) 正規流通麻薬、向精神薬等に対する監督強化

医療用麻薬、向精神薬等が不正な売買や譲渡・譲受等を通じて乱用、悪用される事例を防止するため、また、医療用麻薬、向精神薬等が国外において乱用されている実態があることから、医療用麻薬、向精神薬等の適正管理について、医療機関、薬局、取扱業者等への指導・監督を徹底する。

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

薬物乱用防止のためには、需要の削減を図るとともに、その供給を遮断することが肝要である。覚醒剤を始め、乱用される薬物のほとんどが外国から密輸入されたものと考えられることから、薬物密輸を阻止するため、水際対策の徹底を引き続き図るとともに、密造に用いられる恐れのある原料物質についても適切な貿易管理を行うことが必要である。

このような不正薬物の密輸阻止に向けた水際対策の徹底を図っていくためには、密輸等に関する情報収集・分析能力を高めるとともに、関係機関が連携して水際における薬物取締体制を強化する必要がある。

このため、以下の対策を講ずることとする。

(1) 密輸等に関する情報収集の強化

国際物流や出入国旅客が増大する中、効果的な水際取締りを行うために、国内外関係機関と連携し、密輸情報の早期入手に努めるとともに、検挙被疑者の突き上げ捜査等による核心をついた密輸情報の入手に努める。

(2) 薬物密輸ルートの解明と水際における取締体制の構築

薬物の国内流入を阻止するため、密輸関連情報などの有効な活用や必要な人員の確保に加え、薬物密輸組織に対する取締体制の強化を図る。

(3) 水際と国内の関係機関が連携した薬物取締りの徹底

密輸事犯の取締りを効果的・効率的に実施するためには、密輸入事犯に対して、水際と国内の関係機関が十分に連携する必要がある。

このため、コントロールド・デリバリー捜査の積極的な活用や、共同で行う船舶に対する検査、張込み調査等、関係機関の専門性の相互補完を図りつつ、より一層連携を強化する。

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

違法薬物は大陸や海洋をまたぎ世界規模で取引されている。また、近年、覚醒剤の製造地域、薬物仕出国や中継国の多様化が進んでおり、国際的な薬物取締網を構築、強化することが急務である。

国外においては、ウルグアイに続いてカナダでも嗜好用大麻が解禁されたことや、米国等で発生した医療用麻薬オピオイドの乱用問題など、国内の薬物情勢にも影響を及ぼしかねない様々な問題が発生している。

このため、以下の対策を講ずることとする。

(1) 多様化する密輸ルートの解明と海空路による密輸への対応の充実強化

輸入申告される貨物に対して、移動式エックス線検査装置等を活用し、効果的な検査を実施する。また、国際郵便を利用した密輸事案に対しては、密輸防止のために国際的な連携を図る。

(2) 國際會議・國際枠組への積極的な参画

薬物乱用問題に対する国際貢献の一環として、「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金活動に協力する。

薬物乱用対策目標別所管図

県では、薬物乱用対策推進本部を中心に関係機関及び関係団体が連携協力して、積極的な対策を実施してきたところであるが、県内における薬物事犯検挙者数は依然として高止まりしており、一般県民層、特に青少年への浸透が懸念される状況にある。そのため、平成30年8月に策定された国の「第五次薬物乱用防止五年戦略」を参考に5つの目標を設定し、薬物乱用のない社会を目指してさらなる対策の強化・推進を図る。

